



基勞補発第0827001号  
平成20年8月27日

都道府県労働局  
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長

労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定  
に伴う実施上の留意事項について

労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定については、平成20年8月27日付け基発第0827001号により通達されたところであるが、この運用に当たっては下記の事項に留意の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

記

1 初検時相談支援料について

- (1) 注1の(1)又は(2)のみを行った場合には、「初検時相談支援料」を算定できないこと。
- (2) 「施術に伴う日常生活で留意すべき事項等」とは、具体的には以下のとおりであること。
  - ① 日常生活動作上の励行・禁止事項
  - ② 傷病の状態
  - ③ 労災保険における受任者払い等の取扱い
  - ④ その他、柔道整復師が必要と認めた事項

2 請求手続について

「初検時相談支援料」については、「療養（補償）給付たる療養の費用請求書」（告示様式第7号（3）又は16号の5（3））の「療養の内訳及び金額」欄の「その他」の欄に項目名及び金額を記載の上、請求させること。